

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2643号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

朝霧と棚田 (新潟県十日町市川西地区)



随 想	情 報	フォーラム	政 策
		環境自治体創造への道々 村民とともに自立の村を目指して 〜秋田県大潟村 町村 Navi ……………	「基礎自治体重視」の一方市と町村に大幅権限格差 地方分権改革推進委員会が1次勧告 〓 解説 ……………
		横田基地の軍民共用化推進セミナーに思う ……東京都瑞穂町長 石塚 幸右衛門 ……………	
(11)	(9)	(5)	(2)

休 閑 話

文化創造型地域づくりを

(財)とつとり政策総合研究センター 研究員 坂本 誠

以前、とある場で、農山村を守る意義について議論になった。私は、意義の1つとして、地域文化の維持保全を主張したが、それに対して「伝統文化は博物館で保存すれば済むのでは」という反論を受けた。いやいや、農山村の多様な文化は、各地域の生活に根ざして培われたものであり、そこに暮らす人々の存在が重要なのだと返したが、そこでふと考えるところがあった。

文化の維持保全というと、一義的に「守ること」だけを考えがちである。しかし、地域の資源を活かしながら新たな文化を創り上げていく営みも、併せて考える必要はないだろうか。

その観点から戦後の農山村の歩みを振り返ったとき、残念ながら、地域の文化を創造・発信する取り組みに不足があったと言わざるをえない現実がある。木材生産の号令がかかると、全国の山々が針葉樹で覆われた。公共施設をつくれれば地域が栄えるとして、全国各地に「ハコモノ」が整備された。そこに創造力を見出すことは難しい。

もちろん、これは農山村のみの責めに帰すべきものではない。中央集権体制が地域の創造力を奪ってきた部分が大いから

である。

しかし一方で、中央集権体制の変革が進む中、一部の農山村では、新たな文化を創造する取り組みが生まれつつある。地域外の人材を積極的に活用しながら産業創出を図る島根県海士町、柚子製品を通して「村」のブランド化に成功した高知県馬路村は、いずれも、既存の地域資源を活かし、新たな地域文化を創造した例といえる。そしてこれらの事例に共通するのは、自律的かつ持続的な取り組みであり、他の追随を許さない強靱さを持っていることである。

さらに、この2町村にはもう1つ共通点がある。いずれの町村も若年者人口が増加しつつある点である。国勢調査によれば、海士町では2000年からの5年間で、20〜30代の人口が15・9%増加している。馬路村でも20代が増加に転じている。新たな文化を創造している地域は、若者にも魅力的に映るのだろう。

先人から受け継いだ文化を創造的に育み、次の世代につないでいくことこそ、地域に生きる者の役割である。そして、こうして育った地域の文化は、決して博物館に収まるものではない。

地方分権改革推進委員会が1次勧告

政 策 解 説

「基礎自治体重視」の一方 市と町村に大幅権限格差

政府の地方分権改革推進委員会（委員長・丹羽宇一郎伊藤忠商事会長）は5月30日、直轄国道や一級河川などの国から地方への権限移譲や、都道府県から市町村への359件の事務権限移譲を盛り込んだ第1次勧告を福田康夫首相に提出した。第2次分権改革の初勧告は、国からの権限移譲は「結論先送り」が目立ったものの、都道府県の権限を市町村へ大幅に移す「基礎自治体重視の勧告」（西尾勝委員長代理）となった。しかし市に300件超の権限が移譲される一方、町村への移譲はわずか28件にとどまり、分権委が「町村は基礎自治体足りえず」との判断を示したとの見方も出ている。政府は6月20日にも地方分権改革推進本部（本部長・福田康夫首相）で勧告を受けた対処方針を決定し、「骨太方針2008」に反映させる。

合併踏まえ市に優先移譲

1次勧告は、「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」との副題を付け、はじめに第1章「国と地方の役割分担の基本的な考え方」第2章「重点行政分野の抜本的見直し」第3章「基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大」第4章「現下の重要2課題」第5章「第2次勧告に向けた検討課題」おわりに構成。国の権限を地方に移す重点行政分野の抜本見直しと、基礎自治体への権限移譲などが具体的勧告事項となる。

ある市町村の自治権を拡充し、生活者視点に立つ地方政府に近づけていく必要性を強調。市町村への権限移譲では、都道府県と市町村で「賛否が分かれると推察」するが、移譲を積極的に受け止め、「平成の市町村合併の意義を一層高めなるべく正しく理解」するよう求めた。

「国と地方の役割分担」では、「地方政府」の確立は、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する「完全自治体」を目指す取組みだと強調し、「重複型」や「分担型」など役割分担のメルクマールを提示。基礎自治体と広域自治体の役割分担では、「市町村合併の進展を踏まえ、市に優先的に移譲を進める」とした。

政 策

土地利用権限は市に限定

その上で、重点行政分野について「くらしづくり分野」と「まちづくり分野」に整理して国から地方への権限移譲を勧告。「まちづくり」では、直轄国道について、都府県内で完結する区間は財源措置を講じて都道府県に移管するとしたが、個別の対象道路は自治体と調整し2次勧告までに具体案を得ると先送り。河川でも、都道府県内完結一級河川を一級河川としての位置付けを変えずに都道府県に移管するよう要請したが、個別の対象河川は、国道同様、自治体と調整し2次勧告までに具体案を得るとした。

都市計画や農地、森林など「土地利用」では、総合的土地利用行政は基礎自治体の市町村が担うべきだが、小規模自治体は広域連携を前提としなければ現実的ではなく、「当面権限移譲は市に限定する」と明記。その上で、農地転用の国の許可権限を都道府県に、都道府県の許可権限を市に移譲。市の都市計画決定では都道府県との同意協議で同意を廃止 などとし町村を除外。しかし道路では、町村が都道府県道の管

理を行えるようにすることを盛り込んだ。

福祉施設権限も町村は除外

「くらしづくり」では、市町村立幼稚園の設置・廃止の都道府県認可を廃止し届出制とすることや、保育所や老人福祉施設の施設設備基準は国は標準を示すにとどめ、具体基準は自治体が条例で決定し得ることとした。また、公営住宅整備基準を自治体が条例で決定できるようにすることも盛り込んだ。

しかし、老人福祉施設と児童福祉施設のうち保育所、児童館、認可外保育施設の認可、指導監督事務、介護保険事業者の指定・指導監督事務は市に移譲するとし、町村を除外。このほか、認定こども園改革は08年度中に結論。保育所の「保育に欠ける」の入所要件見直しは08年度中に結論。国民健康保険の運営で都道府県単位の広域化推進などは09年度中に結論。などは先送りした。また、農業委員会は、選挙委員の選挙区等、農業委員会の組織運営の規制について自治体の弾力運用に必要な措置を講じるとするにとどめた。一方、地方が国の責任と強く主張する生活保護について、国と地方の協議の場を早急に立ち上げ、国と地方の役割分担を踏まえた検討に着手し08年度中を中途に制度改正の方向性を得ることを盛り込んだ。

町村への権限移譲はわずか28件

「基礎自治体への権限移譲と自由度拡大」では、事務処理特例で既に移譲済みの権限を中心に、64法律、359の事務権限を都道府県から市町村に移譲。しかし359件のうち、移譲先は指定都市が25件、中核市が17件、特別市が37件、市が222件など市に大幅に移された一方、町村はわずか28件にとどまった。

具体的には、市町村立幼稚園の都道府県による許可事務は廃止し届出制とするとした。また、危険物規制事務で、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものは市町村まで移譲。さらに、町・字の区域新設の告示事務も市町村まで移譲するとした。しかし、都市計画決定、土地利用規制の特定区域での行為規制事務、産業振興に係る事務のうち、まちづくり・土地利用規制と関連するものでその目的・効果が当該団体の区域

を越えないもの、個人・区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可事務、都道府県・指定都市・中核市が処理している福祉分野の事務で、既に市が処理している事務と密接に関連する事務、などは市までに移譲するとし、町村は除外した。

権限移譲のほかに、国庫補助財産の処分制限の弾力化も勧告。概ね10年経過後の財産処分は原則、報告・届出で国の承認があったとみなし、差別的扱いをしないことや、国庫納付を求めないこととするとし、この弾力化措置は地方分権改革推進計画の策定を待たずに速やかに措置するよう明記した。

このほか「現下の重要2課題」では、道路特定財源一般財源化については、税源移譲を含めて地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度拡大方策を検討するよう求めたほか、消費者行政の一元化について自治体の消費生活センターの法的位置づけ明確化や、自治体の取組みへの「思い切った支援措置」などを求めた。さらに、「第2次勧告に向けた検討課題」では、国の出先機関を廃止・縮小するとし、事務・権限の仕分けの考え方や見直し方針を提示。また、法的な仕組みの横断的見直し

として、地方自治関係法制の見直しに言及。小規模自治体における行政委員会や監査委員などの共同設置や広域連携の促進のほか、地方議会制度改革 財務会計 などについて「制度に関する選択の余地を拡大する」方向で見直していくとし、自治制度への選択制拡大に取り組む方針を示した。その上で「おわりに」で、自治財政権の確立に向けた税財政問題は2次勧告後に勧告する予定だったが、今秋の税制抜本改革の検討を踏まえ、必要に応じて意見を述べていくとした。

町村は基礎自治体足りえず

1次勧告を起草した西尾委員長代理は「町村はずし」を否定しない。「せんたく」(代表・北川正恭早稲田大大学院教授)の会合では、町村まで権限を降ろすと小規模な村にまで義務付けることになることを危惧したと説明。権限移譲を希望する力のある町村は事務処理特例制度を活用し手を挙げるよう求めるにとどめた。

ただ1次勧告は「基礎自治体改革に焦点を絞った基礎自治体重視の勧告」(西尾氏)で、事務処理特例条例

ではなく法律で事務権限を基礎自治体に移譲するのが柱。西尾氏は現在の町村を「基礎自治体足り得ない」とみなしているとの指摘もある。しかし市でも町村より人口など規模が小さい団体もあれば、町村で市より人口が多い団体もある。人口3万の市にできて、人口5万の町村にできない事務権限とは一体何なのか。市と町村という一律の線引きには疑問の声も出ている。

総務省の研究会が5月、「定住自立圏」構想で報告書をまとめた。人口減少と少子高齢化の中で小規模町村が行政サービスを完結させるのは不可能との認識から、中心市と周辺町村が協定を結び、生活に必要な機能を中心市に集約。圏域全体で人口の受け皿をつくろうというものが、小規模町村の「窓口町村」化を可能にする仕組みともいわれる。

同構想を審議した経済財政諮問会議では、丹羽委員長らの民間議員が賛意を表明。構想の推進に併せ、一段の市町村合併を進めるべきだと提言した。福田康夫首相も各省連携での構想の推進を指示。西尾氏も「せんたく」の会合で、同構想などを工夫して体制が整った町村には権限を降ろしていくべきとの認識を示し

た。

また勧告は、「地方自治法制の見直し」で、小規模自治体の行政委員会や監査委員の共同設置などについて「選択の余地拡大」を盛り込んだ。西尾氏は基礎自治体のあり方などを審議する二九次地方制度調査会で繰り返し自治制度への選択余地拡大の必要性を指摘しており、分権委員会勧告にも盛り込んだ。人口360万超の横浜市から同2000人の東京都青ヶ島村まで「同じ義務付けが適当か」との問題意識で、選択を認め、機能・役割の限定を可能にすべきとの考えだ。

完全基礎自治体なら合併を

今回の分権委の判断は、国の強力な支援策による平成の大合併を経てもなお残る町村には、基礎自治体重視の観点から移譲する権限は移せない、フルセット基礎自治体としての町村を否定。こうした分権委の勧告や、定住自立圏構想からは、現在の町村は基礎自治体足りえず、実情に応じて役割を限定するなど適切な制度を選択。単独で基礎自治体としてフルセットの機能を果たすのなら合併を迫るものだ。

地方分権の時代に一律の義務付けではなく、各団体が制度を選択可能とするのは一つの方向だ。また、現在も指定都市や中核市など基礎自治体でも権限に違いがあるほか、既に一部事務組合や広域連合で処理している事務もある。さらに、義務付けを増やすのではなく事務処理特例で選択可能な方を望む町村もあるだろう。

しかし事務処理特例があるから権限を移さないでいいというのは分権とは真逆の思考。事実今回の勧告も、特例ではなく権限の所在を移すべきとの考えに基づくものだ。権限とそれに見合う財源を移譲した上で、単独か広域か広域自治体に委ねるかを選択できるようにするのがあべき姿だとの見方もある。

また、現在なお残る町村は地理的問題等から合併困難な団体が多いのも事実。そういう中で今、基礎自治体の役割を果たし続けてきた町村が、規模の論理で「2級町村」ならぬ「2級基礎自治体」と位置付けられようとしている。それを黙って容認するのか、自らの意思を外へ打ち出すのか町村の姿勢が問われそうだ。

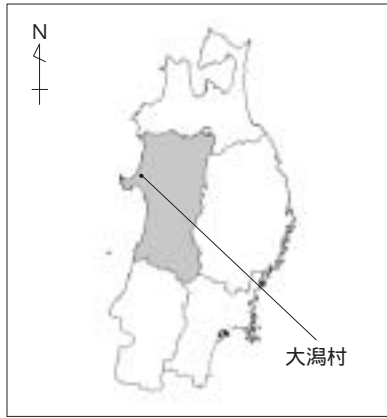
(自治日報記者 内川正浩)

フォーラム

大潟村とは

大潟村は、秋田県のほぼ中央部、秋田市から車で北に40キロメートル、秋田なまはげ”で知られる男鹿半島の付け根に位置しています。琵琶湖に次ぐ第二の湖、八郎潟の国営干拓事業によって1964年(昭和39年)に誕生し、湖底にできた新生の大地の全域を行政区域として設置された特殊な村です。

農水省が干拓時に掲げた「日本農業のモデルとなる生産性及び、所得水準の高い大規模農業経営の確立と住みよ



い近代的な農村社会の実現”を目指して、全国各地、北は北海道から南は沖縄県までの1都1道36県から、589戸が入植しました。

村の総面積は170.05平方キロメートル、人口3340人。村が誕生して44年目、湖底だった大地は今、緑豊かな大地へと変身し、従来の農村風景とは一風変わったおしゃれな村になっています。湖底の大地にひとつのむらをつくりあげた入植一世の不屈の魂と入植二世の若き行動力がそれぞれ役割分担しながら活力あるモデル農村を展開しています。

大潟村そのものが観光地

総延長52kmの堤防に囲まれた海拔0m以下の大潟村、広い干拓地を象徴する長い直線道路、南北に縦貫する幅80m延べ51kmにもおよぶ中央幹線排水路。

菜の花と桜(2800本)の並木は総延長20数kmにもおよび、大潟村を春色に包み、道行く人々の目を楽しま

現地レポート

町村独自のものがあふく

環境自治体創造への道
村民とともに自立の村を目指して



おお がた むら
秋田県 大潟村

総延長20数kmに及ぶ桜並木

フォーラム

大潟村全景



行政の役割とは

国の猫の目農政の弊害により揺れ動いた大潟村も40年余りを経て今、農水省が八郎潟干拓時に掲げた「近代的な農村社会・住民自治の村」実現に向け、本来の意味で動き始めました。その原因は、従来の保護や規制の社会システムが経済の国際化や情報の共有化の中で、立ち行かなくなってきたことによるものです。

せ、心を和ませてくれます。村のほぼ中央には、日本唯一、10度単位の「北緯40度、東経140度の経緯度交差点」があり、また、わが国初の国設「大潟草原鳥獣保護区」では、約200種の野鳥を観察することができます。現在、村には110万人もの観光客が訪れています。広大な田んぼが四季の移り変わりに見せる光景と共に大潟村そのものが観光地といえます。

はない、産業も地域社会もそれぞれ経営者や住民の自己責任や社会貢献の自覚によって、自分たちの手で創ろうという農業者や住民の行動が存在し、大潟村の底力として動き出していることを感じています。こうした、住民の農業経営と村づくりへかける創造と実行のエネルギーを、どれだけ、どのように支援するのが行政の役目であると思っています。

住民による、21世紀大潟村環境創造型農業宣言

2001年大潟村の若手農業者が中心になり、「21世紀大潟村環境創造型農業宣言」を発表しました。その宣言には、環境負荷をできるだけ減らし、より良い環境を創造する農業の実践、今まで以上に安全でおいしい農産物の生産に努める、農業だけでなく生活面でも環境にやさしい暮らし方を追求する、それは行政主導でなく住民が自主的に創意工夫して行動すること、とする理念が書き込まれ、さらに自分たちだけでなく、行政、農協、専門家、八郎湖周辺の人々、全国に関心ある人々との理解と協力を得て実現していくと謳われました。

住民の力でこぎ着けた宣言委員会のメンバー、環境に負荷をかけない農業に取り組むグループ、環境に配慮した暮らし方の実践をする村民の皆さんがいたからできた宣言だったと思います。このような住民の運動、活動が福祉文化芸術などさまざまな分野で

見られ、とても頼もしく思うと同時に、行政の役割、支援のあり方を職員と共に確認しながら住民参画・住民自治の村づくりに取り組んでいきたいと思っています。

安全・安心な食糧生産・供給基地「大潟村」を日本のトンボの村に

大潟村の水田面積は9100ha、2008年4月現在の農家戸数529戸。入植者一世から二世へと半数以上



菜の花畑と鯉のぼり

フォーラム

環境保全型農業で安心安全な米づくり



が世代交代しつつある中、恵まれた農業環境の特性を活かし、消費者の視点にたった安全で安心な農産物を生産・直接販売するなど、経営者それぞれが特色ある農業経営を行っています。2006年、村は、生産調整参加者以外の農家も入れたすべての農家を対象として、大潟村環境保全型農業実態

調査を行いました。対象農家数538戸、回収率84.6%に上った調査では、JAS有機栽培を含めた減農薬減化学肥料栽培以上の環境保全型農業実施面積は76%と、大潟村の農家の環境意識の高さを現す結果となりました。近年、生き物が示す安全安心のお米が高い評価を得ています。大潟村としては一段評価レベルを高めて、よりきめこまかな自然環境の保全を必要とする生き物「トンボ(昆虫類)が生息できる環境、ヒオトープ等を設置して村内にトンボが飛び交うネットワークを構築し、

「トンボの村」を目指す動きが始まりました。トンボは自然環境の変化に敏感で、様々なトンボが生息できる環境を、農産物の安全性の指標として、消費者に信頼性をアピールできます。さらに、トンボネットワークを目標にすることで、村内の農地等の環境管理レベルについて、単なる現状維持から、より地域ブランドを高めるための作業

へと住民の意識を転換することができ

ます。村全体のブランド力を高めるとい意識を共有することで、農村環境の総合的な保全を継続的に行う基盤づくりを目指す「農地・水・環境保全向上対策事業」への住民の積極的かつ主体的な参加を促すことができます。今年から小学校は4年生、中学校は

選択した生徒を対象に、環境教育の一環として出前授業や田んぼのトンボ実態調査も始まります。子供たちが村全体の環境への関心を高めると共にこの活動を通してふるさとを実感してほしいと期待しているところです。

住民参加で環境自治体を目指す

早くから農業と環境との関わりを意識してきた大潟村民の中から、農業用水である八郎湖の水を汚さないためのさまざまな活動が生まれています。1974年農協店舗での合成洗剤追放、1983年除草剤CNPの使用禁止、1990年農薬の空中散布全面中止、1990年からじま「た石けんづくり運動、八郎湖への流入河川上流にブナを植える会の活動など素晴らしい実績があります。さらに水質

保全・生態系保全のグループも生まれ、さまざまな活動が広がっています。

また、大潟村が「21世紀に向けたクリーンエネルギーの探求」をテーマに平成5年からはじめた「ソーラーカーの大会」は、運営を主催者団体に移行しましたが、行政の役割としての支援をしながら、新エネルギーの活用・省エネなどこれまでの人脈等を活かしてこれからの大潟村のエネルギー政策を模索しているところです。



平成5年から続くソーラーカー・ラリー

フォーラム

これまでの住民の活動、村内の環境イベントなどを、村全体の環境行動としてどこに、どう位置づけたいのかは、課題として残っています。

2007年度から環境自治体スタンダード(「ZCK」)を運用基準とした大瀧村環境マネジメントシステムの取り組みを開始しました。現在は第1段階で主に役場職員を対象に庁舎内の省エネ・省資源など事務活動における環境配慮行動の実践、職員意識の醸成になります。第2、第3段階では村の課題の検討も組み入れながら、すべての政策分野で環境優先の考え方を取り入れ、地域において環境の視点に立ってまちづくりを推進する環境自治体を目

新任都道府県町村会長の略歴

埼玉県町村会は平成20年5月19日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。(平成20年5月19日付就任)
埼玉県町村会会長 小沢信義
人間郡毛呂山町長 昭和18年12月8日生



【住所】埼玉県人間郡毛呂山町中央2丁目1番地

指します。

最後に

行財政改革の嵐の中で、全国的に「平成の大合併」が推進されましたが、大瀧村は平成15年末に住民の熱気溢れる合併論議を経て、住民の力強い選択により自立のむらにスタートさせました。「生活者の視点に立った、住民参加 参画まちづくり」を基本として、村民一人ひとりが多様な価値観を認め合う、個性豊かで魅力溢れる「コミュニティづくり」に挑戦し続けたいと思います。(大瀧村長 黒瀬 喜多)

- 【町長に当選するまでの経歴】昭和62年毛呂山町議会議員 平成11年毛呂山町長
【町長としての当選回数】3回
【町村会関係の経歴】平成17年人間郡町村会会長 同年埼玉県町村会副会長
【主な業績】県下初の教科書指導支援員制度導入 デイサービスセンター建設 東公民館建設 もろもろ町おこし事業開始(花のあるまちづくり事業推進) ソフトボール専用グラウンド2面建設 第59回埼玉国体・男子ソフトボール競技大会開催 上水道本郷排水池築造 県下第1号の防犯活動センター設置 旭台保育園建設 オール電化方式の学校給食センター建設
【趣味】家庭菜園、ゴルフ
【家族】妻、長男夫婦、孫2人

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

町村.com 全国町村会 町村専用ページ
町村の町村数
平成19年12月1日現在
1,015
町 820
村 195
市 783
市町村合計 1,798
町村会の動き
19/12/19 近藤副会長が自民党総務部会関係合同会議に出席New!
19/12/19 上平成20年度地方財政対策についての共同声明」について(地方六団体)New!
更新情報 政策情報
19/12/18 平成20年度地方財政対策についてNew!
19/12/17 特別服勞品贈呈事業の周知について
19/12/14 平成20年度地方税制改正(案)について
19/12/14 平成20年度税制改正大綱について

情 報



北海道
通年議会条例を施行

町は6月1日、議会の会期を通年とするため定例会を年1回とする通年議会条例を施行した。地方分権時代に議会が主導的・機動的に活動できるようにする狙いで、議員提案で5月26日、全会一致で可決。執行部の負担増にはルールを定め、議会と長の合意で改正することにした。通年議会は全国初。

17日に招集し12月までが会期となる。来年以降は1月から12月までが会期。これにより、いつでも本会議、委員会が開け、議案受理も可能。議員活動が通年、公務災害の対象になる。

しかし当面は、執行部の負担を考慮し定例的な本会議は年4回とする。これを要綱に定め、改正は議会と長の合意で行うことにした。

町は07年から定例会は年4回とする旧条例下で通年の議会を試行。北海道福島町議会も来年の実施へ試行中だ。

木子
町民対象に環境大学を
開設

町は6月から、環境活動に取り組む人

材育成のため、町民を対象に「まじこ環境大学」を開設する。開設期間は12月までの半年間で12講座を予定。大塚朋之町長らが講師になり、町の環境基本計画などを講義。一定時間受講すると「まじこ環境学士」として登録される。

2006年に策定した「まじこ再生計画」で同大開設などの政策を盛り込んだ。学長は大塚町長が就任。受講料は原則無料。生徒の定員は30名で募集期間は13日までだが、5日現在で30代から60代までの男女19名が応募した。

22日に入学式を行い、町の環境基本計画推進委員会の橋本皓明委員長(副学長)が、同基本計画を講義。その後木子環境森林政策課などの講義があり、12月7日に大塚学長が「まじこの未来」について講義し卒業式を行う。

1単位は2時間で9単位習得すると修了証が交付され、学士となる。

奈山
防災情報をメールで配信

町では住民が防災情報をより多くの手段で得ることができるよう5月から「防災情報メールサービス」を開始した。葉山町では、防災情報を町内42ヶ所に

設置している防災行政無線スピーカで町民に知らせているが、同放送では窓を閉めていたりすると放送が聞きにくかったりして町民から苦情もあつた。このため、携帯電話やパソコンなどにメールで防災情報を配信することにしたもの。防災行政無線で放送しているものと同じ内容を配信する。同サービスは、町民に限らず誰でも登録が可能。町のホームページの「ご利用契約」のページからクリックするだけで登録できる。なお、町では防災情報については防災行政無線のほか、ホームページや電話相談、さらに湘南ビーチFM」で情報提供しているが、葉山町消防本部では、「これで防災情報を得る手段がさらに増える」としている。なお5月のサービス開始以来、メール配信の登録者は約1,700人にのぼる。

山田
町の全熱量の5%を
新エネルギーへ

町はこのほど、「地球にやさしいまち上富田」をテーマに、2020年の町の全需要量(熱換算)の5%を目標に太陽光発電や風力発電などの新エネルギーで賄うことなどを盛り込んだ「地域新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定した。

新エネルギーは、町の自然・社会条件を考慮して太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス利用など7分野を選定。これら新エネルギーの導入スケジュール(13年間)は、「準備期間」「初期導入期間」「後期導入期間」に分けた。うち、準備期間ではアクションプランの策定や事業化可能調査などを行い、4年

分珠
障害者の申請手続き
簡略化システムを導入

町は今年度から、障害者の障害者福祉サービスや障害者手帳の給付・廃止など100以上の申請手続きを簡略化する「障害者福祉システムG・Trust」を導入している。同システムの導入は九州では初めて。

これまでは申請者が申請用紙に記入していたが、同システムでは、職員が申請者から申請内容の聞き取りをして、システムへ入力することで必要事項が記入された申請書を作成することが可能。申請者も内容確認をして印鑑を押すだけで済む。

これにより、申請用紙とそれを入れていたキャッシュネットが不要になり経費が節減。待ち時間と申請の処理時間、さらには対応に追われていた職員の労力も大幅に軽減された。

担当職員は「住基ネットなどのシステムと比べて、G・Trustは費用が極端に安く、それも魅力」と話す。なお、町内には5日現在、1159人の障害者がいる。

地域農政研修会のご案内

- 主 催 全国市町村農業農村振興対策協議会 全国町村会
- 日 時 7月17日(木)午後1:00より
18日(金)午後12:00まで
- 場 所 全国町村会館2階ホール
- 参加者 市町村長、農政担当者等
- 参加費 無料
- 申込み 各都道府県協議会事務局
(各都道府県町村会事務局等)
- 問い合わせ 全国町村会経済農林部
(電話03-3581-0485)

◆ 研 修 内 容 ◆

「農商工連携の実現に向けて」

農林水産省総合食料局食品産業企画課長

川合靖洋氏

地域経済の活性化が重要な課題となる中、昨年11月、農林水産省と経済産業省は一体となって農林水産業と商業・工業等の連携(農商工連携)の促進に取り組むことを明らかにした。

地域の農林水産業や食品製造業等が持つ多様な「資源」を結びつけ、新たな価値を創出していくことは長年の課題であり、連携を成功させるためには関係者が目的をしっかりと共有し取り組むことが不可欠である。

農商工連携の実現に向け、先に制定された「農商工等連携促進法」をはじめとする行政の支援、事業者の方々による先駆的な取組等についてお話ししたい。

「農商工連携の現場から

地産地消時代の新しいステージに立って」

農業・農村マーケティング研究所長・農業経済学博士

二木季男氏

農商工連携も地産地消時代の下で、新しいステージにレベルアップしなければならない。

かつて農業・農村振興の一方策として生まれた6次産業事業の展開もその一つである。加えて最近の食品産業クラスター化や他業種企業の農業参入などの動きが、新しい農商工連携のモデルを生み出し始めている。そこでは、農・工・商のそれぞれの利点を発揮し、完全平等(Give&Take)の立場の連携である。

事例を紹介しながらそれを検証したいと思う。

「農商工連携の可能性と課題」

宮城大学教授 大泉一貫氏

我が国では、1次産業は衰退産業と考えられているが、私はそうは思っていない。現にヨーロッパの小国の1次産業はグローバルビジネスとして展開し

◆ 講 師 等 ◆

ている。我が国がそうならない理由は何だろうか？規模だろうか、家族経営だろうか？それもあるかも知れないが、私は農業振興の「仕組み」がないのが最も問題だと思っている。農業振興の「仕組み」とは、その土地・土地にあって、農業の生産性を上げ、付加価値を高めるのに必要とされるある種のビジネスモデルのことである。その「仕組み」づくりにこれまで我が国の農業はどの様に取り組み、今後どの様に展開すべきなのか、をこの講演では考えてみたいと思う。

「ともに考え行動するまちづくりに向けて

中山間地のまちづくりと参画協働」

作新学院大学教授 橋立達夫氏

「真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず 村を破らず 人を殺さざるべし」田中正造。

しかし山、川、村を守っていればいつかまた自分たちの時代が来ると思っていた結果が今の農山村の衰退である。どうしたら振興が可能なのか。今、地域振興の根本的な考え方が大きく変わりつつある。住民自らが考え行動するまちづくりこそが、地域を持続的に変える力を持つことが明らかになってきた。そんな新しい地域振興の方策について、事例を交えて話したい。

「中山間地域の新たな可能性」

民俗研究家 結城登美雄氏

都会育ちの若者たちが農的生活に関心を高め、その拠点を中山間地に求めようとしている。まだ小さな流れに見えるがやがて大河となる可能性をもつ。相変わらず負の言葉で語られる中山間地論を抜け出し、新たな地域づくりの主体をどう再構築していくか。中山間地の農業を地域の力で再生しようと試みている「鳴子の米プロジェクト」。3年間の活動などの事例をまじえて、可能性としての中山間地域について報告してみたい。

随 想

随 想

東京都瑞穂町長

石塚幸右衛門

横田基地の軍民共用化
推進セミナーに思う

瑞穂町は、首都東京の北西部に位置し埼玉県に接しておりますが、総面積7・1km²に及ぶ在日米空軍横田飛行場があります。この横田飛行場

(横田基地)は、瑞穂町を含む5市1町にまたがっており、基地の1/3の面積は当町に属し、滑走路はまるで瑞穂町の中心部に楔を打ち込むように伸び、米軍機が離発着を繰り返しているのです。

この横田基地の民間との共用化がとりざたされており、この事について、近頃の情報により私の思いを述べさせていただきます。

東京新聞には少し詳しい報道がありました。東京新聞(知事本局)が企画した「横田基地軍民共用化推進セミナー」が、3月27日、新宿にあるハイアットリージェンシー東京のホールで開催されました。軍民共用

化に関する検討委員会(委員長・杉山武彦一橋大学長)の催行となっております。

講演者は、日本側が塩見英治中央大学経済学部教授と日本空法学会の坂本昭雄理事で、米国よりはポール・S・ジアラ氏(元国防総省日本部長)及びW・ロバート・ピアソン氏(元国務省局長)とありました。ここで私が懐かしく思った事は、マリア・ファークスさんの名前がポール氏の資料に出ていた事です。元とありましたので、既に同嬢はThe Edwards Institute(ハドソン研究所)を辞め

られていた事を知りました。日本語が堪能であった若き才媛とお会いしたときの光景が、今でもはっきりと目に浮かびます。

横田基地の軍民共用化は、石原慎太郎東京都知事が選挙時に唱えた

「横田基地返還」の公約が、何時の間にか衣替えをしたものであり、共用化についてはマスコミでよく取り上げられますので、ご存知の方も多いことと思います。

私は、戦後60年に渡る日本政府の姿勢転換を、町民にどの様に説明してくれるか問いたいと思います。即ち、基地の存在意義が「極東の安全・日本の平和」から「儲かります(経済性)。便利になります(利便性)」との世間事情に変わってしまったのか、という事です。

そして、肝心なことは、飛行直下にある地方自治体に対する、航空機騒音への対応です。日本国土の防衛が、いつの間にか利便性・経済性に置き変わり世論誘導だけが進んで行き、マスコミも同調している傾向があるように感じております。

今回のセミナーは、なかなか進まぬ共用化について、挽回策として企画されたものでありましようが、成功とは言えないものとなりました。

東京新聞を除く、新聞各社は報道に積極的ではありませんでしたし、米

The Spectrum Group(TSG)に発注した調査結果も私には、不十分なものに思えました。

この調査に要した費用についてはさておいて、当日配布された資料によれば、更なる調査(費)の要望が出されています。そして、やはり航空機騒音に対する言及はなく、この2点が気になりました。

私は、瑞穂町制施行と同じ年の昭和15年に生まれ、同年に横田基地(前・帝国陸軍多摩飛行場)が完成しました。そして現在私は、瑞穂町長の職に就いております。

奇しくも3点が一致する運命に遭遇し、町民3万4千人の期待に込め、横田基地問題に全力で対応することが私の使命と考えております。

在日米軍の再編に際し、全国の関係市町村に先駆けて航空自衛隊との共用の容認を公表致しましたが、それは日米運命共同体の一国民の義務とも感じ、また、私が基地問題に当る申し子と思うからでありました。



ゴールドラッシュの夏が来る!!!!

サマージャンボ 3億円

1等 2億円〈前後賞 各5千万円〉・2等 1億円

1等・前後賞
合わせて

2008年市町村振興宝くじ

7/14日発売

発売期間：7/14日～8/1日

抽せん日：8/12日

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財)全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議長会/全国町村議会議長会